

學大科法學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第

卷三第

## 論說

資本ノ概念

資本利子稅設定ノ氣運

支那近代ノ戸口ニ就テ(一)

續正貨蓄積論

戸田博士ノ不換紙幣論ヲ讀ミテ

保險本質論(二)

## 雜錄

經濟雜話第四

聯合諸國輸出入禁制ノ我國ニ及ボス影響ニ就テ

對露輸出品代金ノ支拂決濟ニ就キテ

經濟戰爭ト我貿易上ノ利害

現前ノ大戰爭ニ就テノ感想

乳兒死亡率ト出生率トノ關係

らダレ一『みる』學說ノ研究(二)

本多利明ノ經濟說ニ關シ本庄學士ノ教ヲ乞フ

米國ニ於ケル移民教育機關

補習教育義務ノ可否

法學博士 河上 肇

法學博士 神戶 正雄

文學博士 內藤虎次郎

法學博士 小川郷太郎

法學博士 福田 德三

法學士 小島昌太郎

法學博士 田島 錦治

法學博士 戸田 海市

法學博士 神戶 正雄

法學士 河田 嗣郎

文學士 米田庄太郎

文學士 高田 保馬

商學士 大塚金之助

法學博士 福田 德三

法學士 山本美越乃

法學士 財部 靜治

(禁)

轉

(載)

大正五年七月一日發行

## 米國ニ於ケル移民教育機關

山本美越 乃

歐洲戰爭ノ結果トシテ米國ヘノ移民ハ一九一四年ノ下半年以後著シク減少シタルコトハ事實ナルモ、然カモ斯カル現象ハ戰前即チ一九一三年ノ上半期以來徐々ニ現ハレ、終ニ一九一四年ノ下半年ニ到リテ一層急激ナル減少ヲ來タシタルニ過ギズ、今最近三箇年間ニ於ケル米國移民

ノ消長ヲ其ノ實數ヨリ觀察セバ

年 度 移住者數 歸還者數 差引超過數

一九一三年	自一月至六月	七六八、五九〇人	二六四、〇〇二人	五〇四、五八八
	自七月至十二月	八〇〇、七四四	三二四、八六四	五五五、八八〇
一九一四年	自一月至六月	五七三、三三七	二二八、九七七	三四五、三六〇
	自七月至十二月	七五五、八四四	三三三、四四七	四二二、三九七
一九一五年	自一月至六月	一五八、五五〇	一七、七七七	一四〇、七七三
	自七月至十二月	一六九、三二二	一六、八六九	一五二、四五三

更ニ是等ノ移民ヲ其ノ國籍ニ依リテ分類セバ左ノ如シ、

(順位ハ移住者數ノ多少ニ據リ 一九一四年ニ於テハ二萬人以下一九一五年ニ於テハ一萬人以下ノ移住者ヲ出セル國ハ之ヲ略ス)。

一九一四年	一九一五年
(一) 南部伊太利人 一三三、六六六人	英吉利人 一〇〇、〇〇〇人
(二) ハブリゆ人 一〇二、二二五	南部伊太利人 二二、六一一
(三) 獨逸人 八二、七四三	愛蘭人 二二、〇〇〇
(四) 英吉利人 四四、〇三三	すきゃんてらなびめ人 一八、〇〇〇
(五) はいらんじん人 三二、七三三	希臘人 一三、〇〇〇
(六) 希臘人 二七、一四四	佛蘭西人 一四、一四四
(七) すきゃんてらなびめ人 二二、七三三	蘇格蘭人 二二、八二二
(八) 愛蘭人 二二、四四〇	ハブリゆ人 一三、〇〇〇
(九) 匈牙利人 二二、四四〇	獨逸人 二二、六一一
(十) 北部伊太利人 二二、三三三	墨其西古人 二二、三三三
(十一) 日本人 一、〇〇〇	日本人 一、〇〇〇

(以上ノ計數ハ Monthly Review of the U. S. Bureau of Labor Statistics, Vol. II, No. 3, pp. 4-6, March, 1916.

(ニ據ル)。

之ニ依リテ觀レバ米國ニ於ケル歐洲移民ノ減少ノ傾向ハ、開戦前ヨリ既ニ現ハレツツアリシモノニシテ、其ノ原因ハ主トシテ米國內ニ於ケル産業狀態ノ不振ニ在リタルモノト謂フヲ得ベシ。此ノ如ク假令一時的ノ現象トシテハ時ニ移民ノ増減ナキニ非ズト雖ドモ、其ノ數ノ多少ハ姑ク之ヲ措キ、兎ニ角ニモ近年々新タニ入國スル移民中將來米國ニ歸化セントスル志望ヲ有セル者ニ對シテ、善良ナル米國市民タルニ必要ナル資格ヲ得セシメントスル計畫ハ、數年來米國政府ノ特ニ意ヲ用キテ考究シツツアリシ所ナルガ、最近ノ合衆國政府歸化局 (Bureau of Naturalization) ノ報告ニ據レバ、該計畫即チ外國ヨリノ移住者ニシテ米國市民ノ候補者タラントスル者ニ對シテハ、先ツ米國民ノ生活狀態及ビ其ノ政治組織等ニ關スル正確ナル根本的ノ知識ヲ與ヘ、以テ彼等ノ思想及ビ日常ノ行動ヲ純米國風ニ教化セントスル計畫ハ、近時著シキ進歩ヲ見ヌニ至リ。

之ヲ過去ノ實驗ニ徵スルニ、毎年米國政府ニ市民權ノ許與ヲ請求スル者ハ平均十萬人ヲ下ラスト雖ドモ、彼等ノ多數ハ新タニ自己ノ獲得ス可キ權利及ビ義務ニ關シテ、殆ンド何等ノ知識ヲモ有セザルガ如キ状態ニ在ルヲ以テ、斯カル請求ヲ爲スニ先ダチ、將來米國市民タルニ必要ナル準備的訓練ヲ彼等ニ與フルコトハ最モ肝要ナル事項トシテ、夙ニ學者及ビ爲政者ノ攻究ヲ怠ラザリシ所ナルガ、此ノ種ノ目的ニ應ゼンガ爲メニ從來各種ノ學校、協會又ハ私人的ノ團體等ニ於テ、所謂市民講座ナルモノヲ開設シテ、其ノ缺ヲ補ハントスル企ナキニアラザリシト雖ドモ、是等ハ多クハ極メテ一小部分ノ需要ヲ充タスカ、然ラズンバ名實相伴ハザルガ如キ不完全ナルモノニ過ギザリシヲ以テ、昨一九一五年以來歸化局ハ全國各地ノ公立學校管理者ト協議ノ結果、外來移民ニシテ米國市民タラントスル希望ヲ有スル者ニ對シテ、完全ナル準備教育ヲ施スノ計畫ヲ立テ、移住者ヨリ市民權ノ許與若クバ歸化ノ請求アル時ハ、歸化局ハ該請求者ノ氏

名、住所、國籍等ヲ其ノ現住地ノ公立學校長ニ告知スルト共ニ、請求者ニ對シテモ亦當該學校長ノ指揮ヲ仰グ可キ旨ヲ通知ス、然ル時ハ學校長ハ市民候補者名簿ニ其ノ氏名ヲ登錄シ、若シ必要アリト認ムル時ハ、彼等ノ爲メニ特ニ準備教育ヲ授クルノ主義ヲ探ルコトナレリ。

昨一九一五年間ニ歸化局ニ對シテ市民權ノ許與若クバ歸化ヲ請求シタル者ハ、三十五萬人ノ多キニ達シ、歸化權ヲ得ルニハ市民權獲得後少クトモ二箇年ヲ經過シタルコトヲ要ス、内十五萬人以上ハ有妻者タリ、是等ノ候補者ニ就キテ歸化局ハ精細ナル調査ヲ遂ゲタル後、約十二萬二千人ヲ指定シテ各地ノ公立學校ニ其ノ指導ヲ托シ、現ニ此ノ目的ノ爲メニ協力シツツアル學校ハ、本年一月末日ノ調査ニ據レバ四十四州五百六十六市ニ分布セラレツツアリ。

(註) 參考ノ爲メ米國ニ於テ『二十萬人以上ノ歐洲移民ヲ收容セル州』、『上述ノ目的ノ爲メニ協力シツ、アル市ニ於ケル同移民數』、『一九一五年間ニ是等ノ地方ニ於ケル市民權若クバ歸化權ノ請求者數』、『公立學校ニ其ノ指導ヲ托セル同候補ハ數』等ヲ示セバ左ノ如シ。

雜錄 米國ニ於ケル移民教育機關

第三卷 (第一號一四〇) 一四〇

二十萬人以上ノ歐洲 協力市ニ於ケル 州内ニ於ケル市長權  
 移民ヲ收容セル州ノ 同上移民數 \* 又ハ歸化權請求者數 同上請求者數 公立學校ニ指稱サ  
 托セル同候補者數

にやーよるく	五、七五九、二七五	二、七五九、五七五	{ 八〇、九五〇 (市) 二五、八〇〇 (歸)	{ 七六、六六六 (市) 三、一四三 (歸)	四、七三二
べんしるばにあ	一、四三三、七五九	七三三、八八八	{ 三、九三三 (市) 二、六三三 (歸)	{ 二、六三七 (市) 一、二六六 (歸)	一、三七一
いりのい	一、三〇一、七五〇	八二〇、八九五	{ 三、九三三 (市) 一、〇七三 (歸)	{ 三、九三三 (市) 一、〇七三 (歸)	一、三二五
まらちせつつ	一、〇四一、〇四〇	九一〇、九三三	{ 五、九三三 (市) 一、二七三 (歸)	{ 五、九三三 (市) 一、二七三 (歸)	八、一七五
にーじーじー	六、四三三、八八八	四、四三三、八八八	{ 一〇、九三三 (市) 五、九三三 (歸)	{ 一〇、九三三 (市) 五、九三三 (歸)	五、〇〇〇
わはいを	五、四三三、七五九	三、九三三、七五九	{ 一〇、九三三 (市) 五、九三三 (歸)	{ 一〇、九三三 (市) 五、九三三 (歸)	五、〇〇〇
みしがん	五、四三三、七五九	三、九三三、七五九	{ 一〇、九三三 (市) 五、九三三 (歸)	{ 一〇、九三三 (市) 五、九三三 (歸)	五、〇〇〇
みれそた	五、四三三、七五九	三、九三三、七五九	{ 一〇、九三三 (市) 五、九三三 (歸)	{ 一〇、九三三 (市) 五、九三三 (歸)	五、〇〇〇
かりふをるにあ	五、四三三、七五九	三、九三三、七五九	{ 一〇、九三三 (市) 五、九三三 (歸)	{ 一〇、九三三 (市) 五、九三三 (歸)	五、〇〇〇
うあすこんしん	三、三三三、七五九	二、〇〇〇、三三三	{ 三、三三三 (市) 一、六六六 (歸)	{ 三、三三三 (市) 一、六六六 (歸)	一、六六六
かねくちかっこ	三、三三三、七五九	二、〇〇〇、三三三	{ 三、三三三 (市) 一、六六六 (歸)	{ 三、三三三 (市) 一、六六六 (歸)	一、六六六
あいなわ	三、三三三、七五九	二、〇〇〇、三三三	{ 三、三三三 (市) 一、六六六 (歸)	{ 三、三三三 (市) 一、六六六 (歸)	一、六六六
わしんさん	三、三三三、七五九	二、〇〇〇、三三三	{ 三、三三三 (市) 一、六六六 (歸)	{ 三、三三三 (市) 一、六六六 (歸)	一、六六六
てきさす	三、三三三、七五九	二、〇〇〇、三三三	{ 三、三三三 (市) 一、六六六 (歸)	{ 三、三三三 (市) 一、六六六 (歸)	一、六六六
みぞりー	三、三三三、七五九	二、〇〇〇、三三三	{ 三、三三三 (市) 一、六六六 (歸)	{ 三、三三三 (市) 一、六六六 (歸)	一、六六六

\* 一九一九年ノ國勢調査ニ據ル實數 (市)ノ市民權 (歸)ノ歸化權請求者ノ計數 Monthly Review of the U. S. Bureau of Labor Statistics, Vol. II, No. 3, p. 11, 1919. ニ據ル

市民候補者ニ對スル準備教育ニ必要ナル學科及ビ教授要目等ハ、歸化局自ラ之ヲ定メテ其ノ統一ヲ保タシメンコトニ注意シ、就中英語、米國史及ビ米國ノ政治組織等ニ關スル教育ニハ最モ重キヲ置クモ、徒ラニ抽象的ノ理論ニノミ馳スルヲ避ケ、一般原理ノ解説ト共ニ實際上ニ於ケル應用ノ知識ヲ得セシメンコトニ努メツツアリ、從テ學科以外ニ自治體及ビ之ニ關聯セル諸種ノ制度ニ習熟セシムルノ目的ヲ以テ、或ハ地方自治體ノ吏員ヲ聘シテ各自ノ擔當セル行政事務ニ關スル特別講演ヲ爲サシメ、或ハ市民候補者ヲシテ擬政府、擬國會等ヲ組織シテ、實際政治ノ運用ヲ練習セシムル等ノ方法ヲモ併用セリ。

以上ノ企劃ハ、實ニ市民候補者ノミナラズ、今ヤ汎ク一般住民ノ注意ヲ喚起スルニ至リ、假令歸化ノ希望ヲ有セザル移民若クハ固有ノ米國市民ト雖ドモ、自ラ進ンデ斯カル施設ヲ利用センコトニ力メ、益々其ノ必要ヲ認メラルルニ至レルヨリ、歸化局ハ來ル七月ヲ期シわしんどん府ニ全國各地ノ代表者ヲ召集シテ、過去一年間ニ

於ケル市民教育ノ結果及ビ之ニ關スル諸種ノ問題ヲ討議セシメ、能フ可クンバ更ニ該制度ヲ擴張シテ、一般國民ニ對スル政治教育ノ一助タラシメンコトヲ期シツツアリ。

從來合衆國政府ハ歐洲諸國ノ移民ニ對シテハ、殆ンド其ノ質ニ注意スルコトナクシテ、自由ニ門戸ヲ開放シタル結果、無智ニシテ陋劣ナル歐洲移民ノ増加ハ、或ハ政治上ニ或ハ社會上ニ諸種ノ弊竇ヲ齎ラスニ至レルヨリ、之ガ矯正策トシテ根本的ニ移住者ニ對シテ米國市民タルニ必要ナル教育ヲ授ケルノ主義ヲ採用スルニ至レルハ、移民政策ニ於ケル一ノ進歩ト稱セザルヲ得ズ、然レドモ吾人ヲシテ言ハシムレバ、更ニ一步ヲ進メテ米國市民タルニ適セル資格ヲ有スル者ハ、人種ノ如何ヲ問ハズシテ廣ク之ガ入國ヲ許可シ、然ラザル者ハ假令歐洲人ト雖ドモ之ヲ拒絕スルノ、寧ロ米國ノ爲メニ賢策タルヲ思ハズンバアラザルナリ。

(六月十日稿)